

野辺地町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

1. プログラムの目的

通学路の安全確保に向けた取り組みを実施するため、関係機関による通学路安全推進体制を組織して、学校が抽出した危険箇所の合同点検や点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握・検証、検証結果による対策の改善等を効果的かつ効率的に行うための「野辺地町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童が安全に通学できるよう継続的に通学路の安全確保に取り組めます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全推進会議」を設置しました。

- ・ 国土交通省東北地方整備局
青森河川国道事務所十和田国道維持出張所
- ・ 青森県上北地域県民局地域整備部道路施設課
- ・ 野辺地警察署
- ・ 野辺地町交通安全対策協議会
- ・ 野辺地町立小・中学校校長会
- ・ 野辺地町連合PTA
- ・ 野辺地町防災安全課
- ・ 野辺地町建設環境課
- ・ 野辺地町子ども見守り隊連絡会
- ・ 野辺地町教育委員会

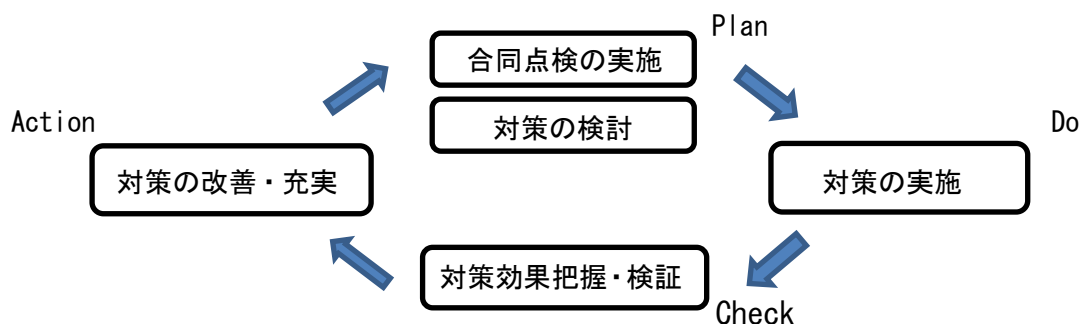
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

道路や交通状況の変化を把握し、通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 定期的な合同点検 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・ 町内の全小学校区、必要に応じて合同点検を実施します。
- ・ 実施時期は夏期とします。また、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから情報収集に努め、必要に応じて、合同点検を実施します。
- ・ 効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・ 緊急を要する箇所については、学校からの要望等により、その都度実施します。

○合同点検の体制

- ・ 小学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。
- ・ 必要に応じて、地元自治会等の参加を求めます。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要に応じて、具体的な対策メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・ 検討した対策メニューについて、関係機関が相互に連携を図りながら対策を実施します。

(5) 対策効果の把握・検証 (Check)

- ・ 対策実施後の箇所等について、小学校へアンケートを実施し、対策の効果を検証します。

また、対策効果を再検証することに加えて、長期的対策の必要性、実施した場合の効果について継続した結果の把握・検証を実施します。

(6) 対策改善・充実 (Action)

- ・対策効果の把握・検証の結果を参考に、改善と充実を図ります。

4. 箇所一覧表、箇所図の公表

- ・小学校毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」を作成し、公表します。

【別添資料】

- 別添① 通学路危険箇所・登下校時集合場所、見守り隊箇所